

## 今後のお支払いについてのお願い

平成24年7月5日

ご契約者各位

破産者 株式会社クラヴィス  
破産管財人 弁護士 小松 陽 一 郎

### 1 ご契約者皆様へクラヴィスの支払用口座の停止について

クラヴィスには、現在も多数のご契約者様がおりますが、その中には、利息制限法所定の制限利率で引き直し計算を行うと、利息を含む借入金全額を既に返済しており、さらに過払いとなっている方（以下、このようなご契約者の方を「過払金債権者」といいます。）が含まれています。

過払金債権者は、たとえクラヴィスとの契約上は支払債務が残っているとしても、法律上は、これ以上のお支払いをして頂く必要はありません。

そこで、破産手続開始決定後に、過払金債権者から誤って入金となされることを防止するため、クラヴィスの支払用口座については、本日付けで閉鎖しております。

つきましては、従前の口座にお振り込み手続を行っても受付等がなされない可能性がありますので、ご契約者の皆様におかれましては、後述2ないし4にご留意のうえ、クラヴィスへの送金を一旦停止頂きますようお願い致します。

### 2 過払金債権者の方

上記1のとおり、過払金債権者は、法律上、これ以上の返済の必要はありませんので、今後のお支払いはなさないようお願い申し上げます。

### 3 クラヴィスに対する支払債務が残っている方

引き直し計算を行っても過払いとなっておらず、クラヴィスに対する支払債務に残があるご契約者の方は、引き続き、約定に従ったお支払いをして頂く必要があります。

但し、過払金債権者からのご入金を防止するために口座を閉鎖しておりますので、お支払方法は、追って、本ホームページ等を通じて、ご連絡致します。

そのため、一旦、返済をお待ち頂くこととなりますが、従前からお支払いを遅延されている場合等を除き、このことのみをもって、遅延損害金が発生したり、支払債務の期限の利益が喪失となったり、信用情報機関に登録される等、不利益な取り扱いは一切なされませんので、ご安心ください。

### 4 ご自身の取引が過払いとなっているか不明な方

なお、ご自身のお取引につき、過払いとなっているか否か不明な場合、破産手続開始等の通知書の到着の有無を以てご確認頂くか、破産管財人室コールセンターにお電話頂き、係の者にお問い合わせください（但し、利息計算等の関係で、正確な金額をお伝えできるのは、7月10日ころ以降になる予定です。）。

破産者株式会社クラヴィス破産管財人室 コールセンター

電話番号 06-6356-3386

FAX番号 06-6356-3423

受付時間 月～金（祝除く） 10:00～17:00

HPアドレス <http://www.clavis-kanzai.jp/>

メールアドレス [information@clavis-kanzai.jp](mailto:information@clavis-kanzai.jp)

以上